

欧州連合の取り組み

欧州連合は、食品のダイオキシン汚染やBSE問題などを契機として2002年1月に「食品法の一般原則と要件」および「食品安全庁」の設立に関する新しい規則を公表したが、この中でリスコミュニケーションについて法令に定義するとともに、消費者の関心の保護、透明化の原則を謳い、食品安全庁の長官や理事人事に公募制を導入し、関心ある人々が当初から直接議論に参加しうる道を開いた

17

FDA(米国食品医薬品庁)のウェブサイト

政府が決める事柄に対する意見を一方向、一過的に聞くだけでなく、常時各界や個人からの質問や意見を聞くため、それぞれ消費者、患者、保健の専門家、自治体の行政官、業界、マスメディア、女性、高齢者、子供への窓口を設けさまざまな要望に対応している。さらに、サプリメント、食品表示、エイズなど20以上のテーマのメーリングリストを用意しメールアドレスを登録しておくだけで、関心ある事柄について日常的に情報を受け取り意見を述べられる

18

FDA(米国食品医薬品庁)のウェブサイト Special Interest Areas

Consumer Advice

•Federal/State Food Programs

Milk, Retail, & Shellfish 2001 Food Code & Supplement

•Industry Assistance

◦Starting a Food Business

•International / Codex / Other Languages

•Health Professionals

•Kids, Teens & Educators

•Selected Health Topics

•Seniors

Women's Health

<http://www.cfsan.fda.gov/list.html>

19

FDAのウェブサイト (2)

新たな規制や法令の改廃に関する申請手続きを解説し、電子メールによる意見や申請、提案はだれでもができ、これらに対しては時間的余裕をもって慎重に検討される

米国食品医薬品庁(FDA)のウェブサイトの「Let Us Hear From You!」というページ

20

1962年の「消費者利益の保護に関するケネディー特別教書」

「民主社会の行政府が消費者に保証すべき権利」として、以下を掲げた。

- ① 安全を求める権利
- ② 知らされる権利
- ③ 選ぶ権利
- ④ 主張し傾聴される権利

21

検討し実現すべき新たな課題

- ? 高度に技術化し食品が全世界で大規模に流通
- ? 長距離輸送に伴い生産現場と消費現場がほとんど隔絶してしまった現在の日本社会



- ? 食品安全を実現してゆくには、リスクアナリシスの枠組みはどうあらなければならないか?
- ? 非専門家である消費者はリスクという考え方をどう理解し、自らの安全保証と、安価でおいしい食品の安定供給を日本でだけでなく、世界規模で可能とすることを調和させ達成してゆくには、どうしたら良いか?

22

結論 1

リスクコミュニケーションとは一方的な情報提供ではなく、その精髓は民主社会の基本である関係者が責任を持ち意思決定に参加するとともに、正当な関心や不安に対して答えられ、意見を聞かれることが実現されるところにある。

食品の「安全」と「安心」の関係がよく議論されるが、「安全」と同様に「安心」についても必要な手間と人手をかけ、例に示したような枠組みを構築することなしに「安心」を保証してゆくことはおぼつかない

23

結論 2 わが国でどうするか

食品安全基本法が成立し、食品安全委員会が設置されたが、もっとも重要な当事者である消費者の「知る権利と、意見を聞かれる権利」が明確にされ、問題の指摘に始まりその解決方策の検討に至るまでのさまざまなステップにおいて、すべての関係者が意見をのべ尊重される枠組み（場と機会）がわが国の社会に確立され、また一人一人が自らの生命と生活を守る方法について学び、自分の考えを持ち相手に伝えることに習熟してゆけるか否かが、今後のリスクコミュニケーション確立への重要な分岐点となろう

24